

令和7年4月1日

お客さま各位

茨城県信用組合

## 手形・小切手の発行終了について

茨城県信用組合（理事長 渡邊 武）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、令和8年3月31日をもって手形・小切手の発行を終了することといたしましたのでお知らせいたします。

全国銀行協会が手形・小切手決済システム「電子交換所」の運用を令和9年4月に停止するために実施するものです。

今後もお客さまにご満足いただけるよう金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 手形・小切手の発行終了日

令和8年3月31日（火）

\*最終受付日は、令和8年3月27日（金）となります。

#### 2. 代替手段のご案内

- ・インターネットバンキング等によるお振込み
- ・電子記録債権（でんさいサービス）のご利用

\*なお、当座預金からの払出しにつきましては、今後、当座預金専用の払戻請求書を作成する予定です。

手形・小切手の電子化により、手形・小切手の発行手数料や印紙税・郵送料などの事務負担軽減、現物紛失・盗難リスク回避のほか、押印・発送・保管等の事務負担の軽減が実現できます。

ぜひこの機会にインターネットバンキングやでんさいサービスの導入をご検討ください。

詳しくは当組合の本支店までお気軽にお問合せください。

以上